

事案調書(戦略会議)

審議日 令和6年11月19日

案件名	デジタル・トランスフォーメーションの推進に係る条例の制定について						
所管	市長公室	局 区	部	DX推進	課	担当者	内線

事案概要

人口推計によると本市の人口は2025年を境に減少に転じる見込みとなっており、少子高齢化や人口減少等に伴う労働力不足や公共インフラの維持が困難になる等の地域社会への深刻な影響が懸念されている。一方で、デジタル技術は日々進歩しており、社会課題の解決手段として、様々な可能性が高まっている。こうした背景を踏まえ、地域社会を構成する全ての人々が、デジタル技術の効果的な活用等による変革を推進するに当たっての基本理念を共有するとともに、それぞれの役割を担い、誰もが暮らしやすい社会を実現するためデジタル・トランスフォーメーション(以下「DX」という。)の推進に係る条例を制定するもの。

審議事項 (庁議で決定したいこと及び想定(希望)している結論)	DXの推進に係る条例の制定について ・条例文案(前文、目的、定義、基本理念、市の責務、市民等の役割等)
審議結果 (政策課記入)	○原案を一部修正し、承認する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	DXを推進する機運の醸成 市一丸となった効果的なDXの推進 行政サービス等の利便性向上によるシビックプライドの醸成				
	効果測定指標	行政サービスの利便性満足度			施策番号	44
		R6	R7	R8		
	事業効果 年度目標	条例の制定	条例の施行、周知 条例に基づく計画の 策定	条例・計画に基づく 事業の実施		

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
実施内容	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(情報システム費)			16,194					
うち任意分								
特財	国、県支出金		令和7年度事業費は計画策定に係る経費					
	地方債							
	その他							
	一般財源		0	16,194	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		0	16,194	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養(事業の税収効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工※	B	0	0	0	0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs
関連ゴールに○

								
								
○								

日程等
調整事項

条例等の調整	条例	制定あり	議会提案時期	R7.3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
パブリックコメント	あり		時期	R6.12月~R7.1月	議会への情報提供	部会	R6.11月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
総務法制課	条例骨子、条例案に関する調整
DXの推進に係る条例の制定に関する検討委員会	5月諮問「DXの推進に係る条例の制定について」、10月答申

備考

庁議におけるこれまでの議論

【全体について】

○(総務法制課長)憲法において「条例は法律の範囲内で定める」とされており、地方自治法においては「法令に違反しない限り」と定められている。一つの参考として、「デジタル社会形成基本法」という法律があり、本条例と立法目的が近いので、その表現とあわせることも一つの手法として考えられる。

【条例名称について】

○(総務法制課長)「幸せ」という言葉は人によって捉え方が異なる。人の価値観を左右するような言葉を使用することに違和感があるため、表現としてもう少し考慮が必要と感じる。

○(政策課長)現時点では(仮称)とする必要があると思われるので、追記していただきたい。

【前文について】

○(総務法制課長)条例については、その内容において求められることが明確である必要があり、誰が見ても同一の解釈、誰もが納得できるルールであることが求められる。冒頭にある立法事実について、本市の実情に基づき、なぜこの条例の策定が必要なのかを根拠づける事実を確認させていただきたい。

→(DX推進課長)数値として根拠を示すことは難しいが、全国的にDXを推進していくことが求められる中で、シビックプライド条例にあるとおり、市民が住みやすい、また住みたいと感じてもらえるように利便性を高めていくために本条例を定めることが必要と考えている。

○(総務法制課長)前文の3段落に「このような状況を踏まえ」とあるが、この部分に、今の説明を加えていただきたい。同段落の最後に、「変革に取り組む必要がある」とあるが、何を変革するかが書かれていないため、記載していただきたい。

→(総務法制課長)第4段落に「等しく皆が持っている権利」とあり、「権利」という言葉は検討委員会でも強い思いがあるとのことだが、ここでいう権利とは、誰の誰に対する権利なのか。市民が行政に対して権利を有しているということなのか。また、その権利の主張はどのように行うのか。さらに、等しく皆が持っている権利ということになると、行政に義務が生じる。デジタル技術を享受する権利ではないが、権利をめぐることは裁判となっている事案もあり、本条例において権利というワードを使用することに疑義がある。

→(DX推進課長)今の段階では、検討委員会の意向をできる限り反映したいと考えているが、対応については検討させていただきたい。

→(総務法制課長)国立市におけるマンションの建設により景観が損なわれたことに端を発する裁判でも、景観に関する権利が取沙汰された。最高裁の判決では「景観権」という権利については認められなかったこと等を踏まえると、やはり権利は確固たる定義が必要と思われる。文脈の中で、検討委員会の思いをしっかりと伝えることが出来ればよいのではないかと。また、シビックプライドについては、「さがみはらみんなのシビックプライド条例」において定義されているので、その内容を補足する必要がある。当該段落については、全体的に因果関係が不明確であるため、文章を磨き上げていただきたい。

→(総務法制課長)本条例の目的について、前文の最後に記載されている内容と第1条に記載されている内容が若干異なっている。まったく同じ文言である必要はないが、前文と条文において意図するところが合致するようにしていただきたい。

○(シティプロモーション戦略課長)前文にシビックプライドという表現があるが、シビックプライドの定義が「まちの課題解決の為に自ら関わっていきこうとする気持ち」なので、課題を解決することでシビックプライドが高まるのではなく、DXの活用により、課題の解決に向けて市民が関わりやすくなるのがシビックプライドの向上につながるのではないかと考える。

→(DX推進課長)前文については、条例策定に係る背景を記載するものと認識していた。

→(総務法制課長)規制条例は条文において具体的な規制内容を示すため、前文は策定の背景となることもあるが、本条例は規制条例ではないため、前文と条文は同等なものである。

調整会議の
主な議論
(10/8)

<p>つづき 調整会議の 主な議論 (10/8)</p>	<p>【第1条について】 ○(財政課長)DXという表現について、通常はデジタルトランスフォーメーションと先に記載した後 に使用するのではないか。 →(DX推進課長)DXという表現は当たり前のもので使用していたが、記載としてどちらが適切 か。 →(財政課長)第1条で先程提案した形で記載し、改めて2条でDXについて定義するという流れが適 切と思われる。</p> <p>【第2条について】 ○(総務法制課長)第2条第1項に「再デザインすること」とあるが、当該表現については意図するこ ろが把握しづらいため、誰が見ても理解できる言葉に置き換える必要がある。また、その前にある 「良い方向」についてもどういった方向なのか分からないため、検討委員会の思いも踏まえ、上 で、 目指す方向について具体的に示す必要がある。一般的なDXの定義は、生活や環境を変容していくと いう意味で認識しているが、当該段落で記載されているDXの定義は、一般的なDXの定義とは内容 が異なっているように感じる。 →(総務法制課長)便利というイメージが湧きやすいが、一人一人が考える「良い方向に」を明確に 説明しないと、「良い方向」を行政が一方向的に押し付けることになりかねない。 →(DX推進課長)検討委員会における意見を踏まえ、あらゆる方向や分野を包含できるよう、あえて 表現を曖昧にしている部分はある。「再デザイン」については、他自治体の例を参考にしたものだが、 もう少し内容がイメージしやすい言葉を検討したい。 →(総務法制課長)第2条第2項の「市民等」について、「相模原市と何らかのつながりがある人又は相 模原市に関心がある人」とあるが、条例は自治体が定めるルールなので、市が条例を定めるのであれ ば、基本的にはその地域に住んでいる人、足を踏み入れている人が対象となると思われる。デジタル を取り上げている内容であるため対象は広範になると思うが、条例案にある表現だと非常に幅広い 人に市の条例が適用される。第5条にあるように、「市民等」に努力義務が課せられるのであれば、対 象の範囲を限定する必要があるのではないかと。定義については、条例上、解釈の疑義を出来る限り 減らす必要があるが、この表現だと人によって捉え方が異なってしまう恐れがある。 →(DX推進課長)確かに努力義務が課されるという中では定義や対象を明確にする必要はあると考 える。一方で、検討委員会としては可能な限り市と関わりのある人を対象としたいという思いがある ため、表現については改めて調整したい。 →(総務法制課長)「市外の事業者」や「過去に居住していた人」など、具体的な例示がないと、様々な 解釈が発生する。事業担当課が何を表現したいかを踏まえ、法務部門としてどのような規定が出来る のかを調整したい。 ○(人事・給与課長)第2条の定義において、行政・地域・社会等とあるが、各表現の使い分けはどう整 理しているのか。 →(DX推進課長)検討委員会の意図としては、広く対象としたいというものだが、今後整理させてい ただく。 →(人事・給与課長)同じく第2条において定義されている「本市につながりがある人又は相模原市に 関心がある人」は、やはり範囲が広い印象である。第5条で示されている努力義務の内容を踏まえ、 慎重に設定すべきと考える。</p> <p>○(経営監理課長)データを含めている点で一般的なDXのイメージと本条例におけるDXの捉え方 が若干異なるように感じている。 →(DX推進課長)システムの導入やデータ化といったことがDXと捉えられている節もあるが、そう いったことのみがDXではないと表現したいと考えている。</p> <p>【第3条について】 ○(総務法制課長)第3条第2項について、「多様な主体が連携し、及び協力」とあるが、多様な主体と は何かということと、何を推進するのかを明示する必要がある。第3項についても、「取組が持続的 に」とあるが、どのような取組なのかを明記する必要がある。また、当該箇所については「持続的」で はなく「継続的」ではないかと思わせるため、一つ一つの言葉について精査を行っていただきたい。</p>
--	--

つづき
調整会議の
主な議論
(10/8)

【第4条について】

○(総務法制課長)第4条第2項について、「デジタルを活用した合理的根拠に基づいて」とした方がよい。第5項については、検討委員会に思いがあると聞いているが、市職員が率先してデジタルを推進するため行動することを条例において盛り込むことに違和感がある。検討委員会の思いは分かるので、例えば「市一丸となって」等、書きぶりで表現してはどうか。

○(財政課長)「市」と「市長」と「市職員」の使い分けはどのように整理しているのか。例えば、第4条4項では、「市は、市職員の人材育成を行うものとする」とあり、第5項では、「市職員は、自ら率先して行動するものとする」とある。

→(DX推進課長)「市」と「市長」については、例えば計画を策定する主体としては市長であり、「市」との使い分けが出来るものと認識している。検討委員会において、DXの推進については市職員の役割が重要との意見があり、第5条についてはその意見を採用した表現となっている。同条の中で、第4項の主体は市組織における情報部門を指し、第5項は個々の市職員の行動について定めたイメージである。

【第5条について】

○(総務法制課長)第5条第2項にある「フィードバック」について、一方通行ではない市と市民のやり取りを行うということだと思うので、解釈の余地がない表現に修正いただきたい。また、第1項に「DXの推進に積極的に取り組む」とあるが、何に取り組むのか、何をもちって推進なのか不明確であるため、具体的な例示が必要と考える。参考だが、第3項に「互いに助け合う」とあるが、よく使用される表現としては「相互に連携し」である。

○(財政課長)第5条において、市民等の役割について記載されているが、本市に関係・関心がある人にまで役割を課すことには違和感がある。

○(経営監理課長)現時点での「市民等の役割」を仮に条例に盛り込んだとしても、その内容が具体的に今後の計画や施策にどう反映されていくのかが見えない印象である。市民等が役割を担えるような基盤をまず整備し、その上でDXを推進していくことが市に本来求められるものではないかと考える。

○(経営監理課長)他自治体の類似の条例では、市民の役割まで踏み込んでいるのか。

→(DX推進課長)市の施策に連携、協力といった内容は概ね盛り込まれている。

→(経営監理課長)検討委員会の答申は尊重するべきとは思いますが、市民の役割に「DXの推進に積極的に取り組むよう努める」ことまで位置付けてしまってよいのか疑問である。

【第6条について】

○(総務法制課長)第6条について、第3項に「検証を行う」とあるが、条例の内容に検証の実施まで盛り込まなくともよいのではないかと。また第4項に「体制を整備」とあるが、具体的にどんな体制をイメージしているのか。

→(DX推進課長)現在は、ICT調整会議がICT総合戦略の進捗管理等を行っているが、今後は、職員の研修等スキルアップも含めた全体を包括的に管理していきたいと考えている。

→(総務法制課長)必要に応じ、逐条解説を作成しているので、その活用も含めて検討していただきたい。

【第7条について】

○(総務法制課長)第7条について、「必要に応じて見直す」とあるが、総務局で既存条例の見直しを行っており、また「条例等見直し方針」の中でも必要に応じて見直すことされているので、ここで盛り込む必要はないと思われる。

→(DX推進課長)検討委員会としては、条例を策定して終わりというようなことにしてほしいという思いがある。

【第8条について】

○(総務法制課長)第8条について、施行規則等を定める予定がないのであれば、この条文は不要ではないか。

→(DX推進課長)今後、定める必要が生じる可能性があるため、できれば残したい。

→(総務法制課長)条例を策定する時点で、規定等を定める予定がないのであれば説明が難しいと思われる。

《継続審議とする。》

<p>調整会議の 主な議論 (10/22)</p>	<p>【前文について】 ○(総務法制課長)前文の四段落の末尾について、「選ばれるまちになることは、本市のまちづくりにとって重要」とある。言葉が重複しているように感じられるため、例えば「選ばれるまちになることは、本市が目指す将来像の実現には重要」など、今後、表現について調整させていただきたい。</p> <p>【第3条について】 ○(政策課長)第3条にある「本市の再デザイン」は検討委員会の答申にもある表現だが、示されている内容がイメージできない。条例において、「再デザイン」という言葉がなじむのか疑問である。 →(DX推進課長)前回の庁議での意見を踏まえ、第2条の「再デザイン」については括弧書きで「地域における課題を解決し、暮らしの利便性が高まるよう変革する」と示すところを追記した。 →(政策課長)例えば、「再デザイン」という単語は除き、括弧書きの部分の括弧を外し記載するという形ではどうか。 →(DX推進課長)検討委員会としては「再デザイン」という言葉に思いがある。総務法制課と当該箇所について調整し、言葉の後に定義を追加するという形で合意に至ったものである。</p> <p>【第6条について】 ○(総務法制課長)「市は」と「市長は」、「市職員」の使い分けについて、第6条においては、第1項から第3項まで「市長は」が続き、第4項のみ「市は」となっている。各項の内容は、第1項から第3項までは計画についてであり、第4項のみが推進体制に関することである。計画の策定等に係る主語は「市長」で差支えないと思われるが、内容を踏まえると第4項を第4条に定めてはどうか。例えば、同条の第4項として市は推進するための体制を整えることを定め、それを受けて現在の第4項・第5項を第5項・第6項とし、その中で市の職員の育成や行動について触れる形にすれば流れとしてスムーズになると考える。また、第6条は「計画」とし、第3項までにしてはどうか。 →(DX推進課長)いただいた意見を踏まえ、検討したい。</p> <p>《原案を修正し、上部会議に付議する。》</p>
<p>決定会議の 主な議論 (11/6)</p>	<p>【条例名称について】 ○(総務局長)「(仮称)相模原市デジタルでもっと自分らしく幸せに暮らせる社会を目指す条例」という条例名称は、検討委員会からの答申に記載されたものか。 →(総合政策・地方創生担当部長)検討委員会から答申いただいた名称である。 →(総務局長)市がデジタル化を様々な面で進めて行くことで活性化が図られ、自分らしく幸せに暮らしていける社会が実現すると読み取れるが、そのことをどのように説明するのか。 →(総合政策・地方創生担当部長)様々な分野においてデジタル化を進めることにより、市民の利便性が高まっていき、市民の幸せにつながっていくことは説明できると考えている。 →(総務局長)今後、本条例の意義や、本条例に基づく取組を市民によく理解していただくことが重要と思われるが、条例の名称とデジタルの関連性が分かりづらいため、どのように結びついていくのかということの解説が必要と考える。 →(総合政策・地方創生担当部長)デジタル化がどのように市民の幸せにつながっていくのかが把握できるよう、資料を整理させていただく。また、今後条例を示していく中で、逐条解説等、より内容や意図が伝わる資料についても作成していきたい。</p> <p>【第3条(基本理念)について】 ○(財政局長)第3条第2項に「市及び市民等の多様な主体が連携し、及び協力しながら、デジタル技術の効果的な活用等による変革に取り組むこと」とある。例えばマイナンバーカードの普及に反対の意見を持つ方々が本条例を見た時に、様々な意見があるにも関わらず、市はこの条例に基づきあらゆる分野においてデジタル化を促進していくと捉えられかねない。そうした方達にどのように説明していくかを慎重に検討する必要がある。 →(総合政策・地方創生担当部長)本条例の理念や、その理念に基づき実施する事業について、今後、計画を策定していく中で誤解のないよう示していきたい。</p> <p>【第7条(条例の見直し)について】 ○(財政課長)第7条について、「この条例は、デジタル技術の進展状況等を勘案し、第1条の目的の達成状況等を評価した上で、必要に応じて見直すものとする」とあるが、第6条の記載にあわせ、「第1条に掲げる目的」とした方がよいと思われる。また、目的の達成状況は具体的にどのように評価するのか。 →(総合政策・地方創生担当部長)今後は本条例に基づき計画を策定することになるが、当該計画の進行管理を行う中で評価していくことを想定している。第7条の記載については修正させていただく。</p> <p>《原案のとおり上部会議に付議する。ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること》</p>

デジタル・トランスフォーメーションの 推進に係る条例の制定について

令和6年11月19日
戦略会議

市長公室 DX推進課

条例制定の背景（国の動き）

新たな自治体行政の基本的考え方

労働力の絶対量が不足



スマート自治体への転換

・破壊的技術を使いこなすスマート自治体へ
・自治体行政の標準化・共通化 など

デジタル庁発足(令和3年9月)

自治体DX推進計画(抜粋)

(令和6年4月改訂)

自治体におけるDXの推進体制の構築

- 組織体制の整備
- デジタル人材の確保・育成
- 計画的な取組
- 都道府県と市町村の連携による推進体制の構築

重点取組事項(自治体の業務システムの改革)

- マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- セキュリティ対策の徹底
- 自治体のAI・RPAの利用推進
- テレワークの推進

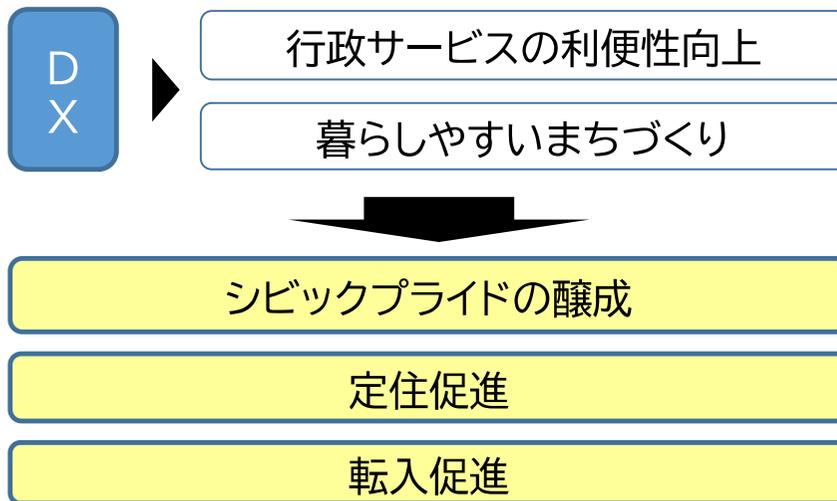
自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項

- デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- デジタルデバイド対策
- 申請時の対面要件など、規制の見直し

条例制定の背景（本市の状況）

選ばれる都市へ

- ▶ 令和2年度に全国初の「シビックプライド条例」を制定し、まちに対する「誇り」や「愛着」等の醸成に取り組んでいる。
- ▶ 市民が安全に安心して暮らせる持続可能なまちづくりを実現するには、スマート自治体への転換など、本市が今よりさらに選ばれる都市となる必要がある。



DXチャレンジ表明
DXフェロー委嘱 (R5.7.18)



生成AI共同検証開始
(R5.10.19)



スマホ普及に向けた実証実験
(R6.1.9)



地方自治情報化推進フェアで
本市取組をPR (R6.10.10)

条例検討経過

●外部検討組織(DXの推進に係る条例の制定に関する検討委員会)による検討

<委員名簿>

	氏名	区分	(参考)役職
1	牧瀬稔	学識経験のある者	関東学院大学 法学部 教授
2	山口理栄	学識経験のある者	青山学院大学 社会情報学部 プロジェクト教授
3	陳内裕樹	有識者	相模原市フェロー
4	渡邊将文	公共的団体	株式会社MEMOテクノス代表取締役
5	櫻井優里子	市の住民	(一般公募)
6	佐藤美宇	市内に住所を有する学生	

<検討経過>

令和6年5月13日 第1回検討委員会、諮問
// 6月18日 第2回検討委員会
// 7月12日 第3回検討委員会
// 8月21日 第4回検討委員会
// 9月20日 第5回検討委員会
// 10月3日 答申

答申の内容

●主な内容

- ① デジタルの利便性を享受することは全ての人々が等しく有している**権利**であることを明記すべき
- ② DXは単なるデジタル化ではなく、変革し、継続することが重要
- ③ 先進的な取り組みであるシビックプライドを盛り込むべき
- ④ ただ変化するだけでなく、「より良い方向へ」変化することが重要
- ⑤ 市民等の定義はできるだけ広く、相模原市に**関わりや関心がある人**を含める
- ⑥ DX部門だけでなく、職員一人一人が責務を負っていることを明確にする
- ⑦ 条例の見直し規定を盛り込む

●答申と条例案の異なる部分

◆ 主な内容①について

「デジタルの利便性を享受することは全ての人々が等しく有している権利」については権利の範囲や主体等に関する明確な定義がなく、支障をきたす恐れがあることから、「利益」とした

◆ 主な内容⑤について

「市民等」の定義に市に関わりや関心がある人まで含めることは困難であるため、本市に居住、通勤・通学する人及び市内の事業者を対象とした

条例案の概要

条例名称

(仮称)相模原市デジタルでもっと自分らしく幸せに暮らせる社会を目指す条例

※条例の目的を市民に分かりやすく伝えるための名称とした

条例の目的

時間と心にゆとりを持ち自分らしく幸せに暮らせる社会

条例の対象者

市内に居住している人、市内に通勤・通学する人、市内の事業者

条例の特徴

- ①デジタル技術の活用によりもたらされる利便性は全ての市民等が享受し得る利益であることを明記
(前文3段落目)
- ②地域における課題を解決することを通じ、シビックプライドが高まることが重要である旨明記(前文4段落目)
- ③デジタルが空間を超えるとの特徴を踏まえ、市内外を問わず住民・事業者等に協力を求めることを規定
(第4条第3項)
- ④市の責務に「職員一人一人が自ら率先して行動すること求める」を規定(第4条第5項)

条例の構成

- 前文 ①目的 ②定義 ③基本理念 ④市及び市職員の責務 ⑤市民等の役割 ⑥計画
- ⑦条例の見直し

条例制定の目的と効果

◆DX推進に向けた庁内外への発信による機運醸成

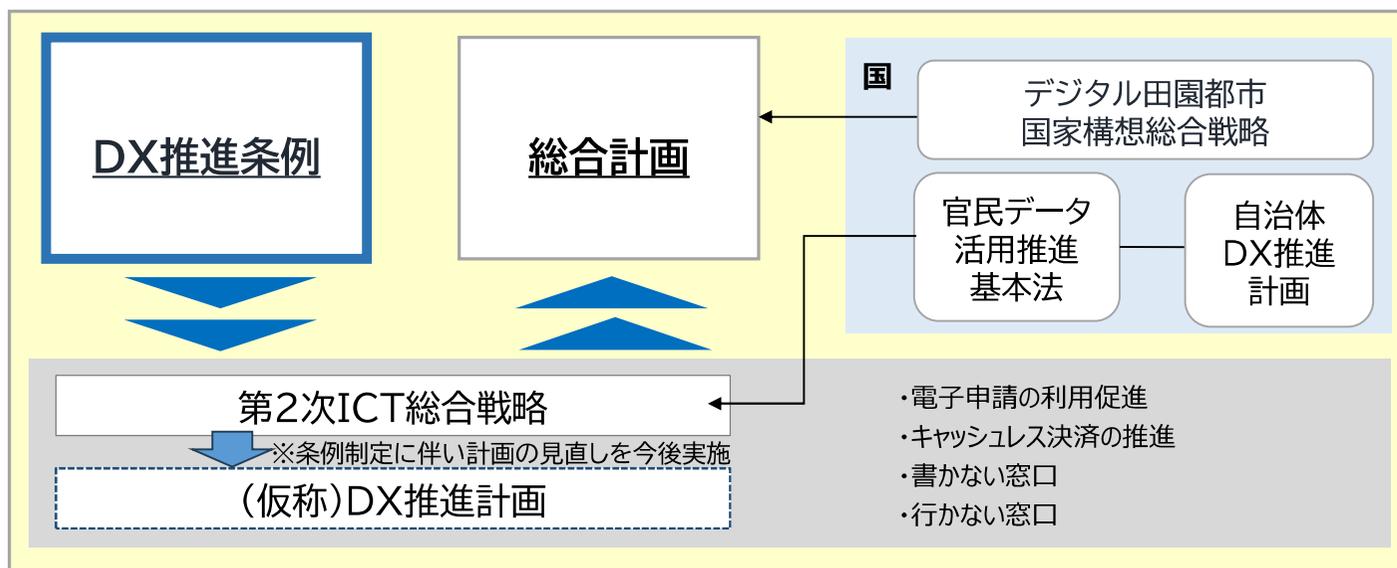
→市条例で定めることで、市一丸となってDXに取り組む機運醸成を図る

◆DXで選ばれる都市へ

→市民サービスの向上や業務効率化を図るには、庁内全体での取組みが必要
→市職員一人一人がDXを推進することが重要なため、条例で責務を明確化

◆継続的で安定した取組の確保

→社会情勢に合わせて継続的に取り組むことが重要



【DXによる変化】

暮らしの様々な制約

- 時間的制約
(例)市役所の開庁時間
- 社会的制約
(例)情報が届かない
- 地理的制約
(例)地域交通の縮減



自分らしく幸せに暮らせる社会

- 市役所での手続きを夜間に自宅からスマホでできる
- SNSで市のイベント情報が通勤の電車内で入手できる
- 効率的なルートをAIで作成し自分が乗りたい時間にバスに乗ることができる

条例(案)

前文

デジタル技術は日々進歩し、生活の利便性の向上はもとより、社会における課題を解決する手段として、様々な可能性が高まっています。

他方で、日本全体で人口減少及び少子高齢化が進行し、労働力の不足、社会及び産業の基盤となる施設及び設備の維持が困難になるなどの課題が顕在化しており、本市においても同様の課題による影響が懸念されていることから、人口減少及び少子高齢化に対応した持続可能で暮らしやすいまちへ変革する必要があります。

このような状況を踏まえ、デジタル技術の活用によりもたらされる利便性は全ての市民等が享受し得る利益であるとの基本的な認識の下、市及び市民等がそれぞれの責務及び役割を担いながら一体となって、デジタル技術を効果的に活用し変革に取り組むため、市民等のデジタル技術に関する理解及び関心を深めるとともに、誰もがデジタル技術の利便性を享受できる環境を整備する必要があります。

また、デジタル技術の恵沢により地域における課題を解決することを通じ、シビックプライド(さがみはらみんなのシビックプライド条例(令和3年相模原市条例第3号)第2条第1号に規定するシビックプライドをいいます。)が高まり、本市が多くの人に選ばれるまちになることは、本市の発展のために重要です。

地域を構成する全ての人が、デジタル技術の効果的な活用等による変革を推進するに当たっての基本理念を共有するとともに、それぞれの役割を担い、時間と心にゆとりを持ち自分らしく幸せに暮らせる社会の実現に寄与するため、この条例を定めます。

条例(案)

第1条(目的)

この条例は、デジタル・トランスフォーメーションの推進についての基本理念を定めるとともに、市の責務及び市民等の役割を明らかにし、デジタル・トランスフォーメーションを総合的かつ計画的に推進し、もって時間と心にゆとりを持ち自分らしく幸せに暮らせる社会の実現に寄与することを目的とします。

第2条(定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1)デジタル・トランスフォーメーション データ及びデジタル技術の効果的な活用等により、本市を再デザイン(地域における課題を解決し、暮らしの利便性が高まるよう変革することをいいます。以下同じ。)することをいいます。
- (2)市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する人及び市内の事業者をいいます。

条例(案)

第3条(基本理念)

- デジタル・トランスフォーメーションの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。
- (1) 誰一人取り残さないことを前提とし、全ての市民等がデジタル技術の恵沢を享受できること。
 - (2) 市及び市民等の多様な主体が連携し、及び協力しながら、デジタル技術の効果的な活用等による変革に取り組むこと。
 - (3) 新たなデジタル技術の進展、社会情勢の変化等に応じ、解決すべき地域における課題が変化することを踏まえ、本市の再デザインに継続的に取り組むこと。
 - (4) 個人情報及び個人のプライバシーの保護に配慮するとともに、情報の収集及び活用の主体、目的並びに内容に関する透明性を確保すること。

条例(案)

第4条(市の責務)

市は、前条に定める基本理念にのっとり、第1条の目的を達成するための施策を効果的に推進するものとします。

2 市は、データ及びデジタル技術を活用することによる成果その他の合理的根拠に基づいて前項に定める施策を決定するものとします。

3 市は、本市においてデジタル技術を活用し、若しくは提供する人又は事業者に対し、本市の施策を発信し、本市の再デザインに向けた協力を広く求めるものとします。

4 市は、第1条の目的を効果的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとします。

5 市は、前条に定める基本理念に基づいてデジタル・トランスフォーメーションを推進するための必要な知識及び技術を有する市の職員を育成するものとします。

6 全市一丸となってデジタル・トランスフォーメーションに取り組むため、職員一人一人が自ら率先して行動するものとします。

条例(案)

第5条(市民等の役割)

市民等は、第3条に定める基本理念にのっとり、デジタル技術の活用に関する理解及び関心を深めるとともに、自らがデジタル技術の活用による恵沢を享受できるよう、市が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

2 市民等は、デジタル技術を活用した市の行政サービスの改善に向けた情報を提供する等、本市の再デザインに向けた協力をするよう努めるものとします。

3 市民等は、全ての市民等がデジタル技術の恵沢を享受できるよう、デジタル技術についての知識を共有するなど、相互に連携するよう努めるものとします。

条例(案)

第6条(計画)

市長は、第1条の目的を効果的かつ計画的に推進するための目標、施策等を定めた計画(以下「計画」といいます。)を策定するものとします。

2 市長は、計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表することとします。

3 市長は、計画に定めた施策の実施状況等について公表し、必要な措置を講ずるものとします。

第7条(条例の見直し)

この条例は、デジタル技術の進展状況等を勘案し、第1条の目的の達成状況等を評価した上で、必要に応じて見直すものとします。

【参考】今後のスケジュール

令和6年10月	庁議
令和6年11月下旬	市議会12月定例会議総務部会
令和6年12月中旬～ 令和7年1月中旬	パブリックコメント
令和7年2月	市議会3月定例会議に提案
令和7年4月	条例施行

- 条例制定後、具体的に取り組む事業を位置づけた計画を策定予定

【参考】他自治体における条例制定の状況

自治体	名称	施行日
静岡県浜松市	浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例	令和4年 7月 1日
奈良県吉野町	吉野町デジタル変革条例	令和4年 9月16日
岡山県総社市	総社市デジタルで人にやさしいまち推進条例	令和4年12月21日
宮崎県都城市	都城市スマートシティ推進条例	令和5年 4月 1日
奈良県	地域デジタル社会の構築により県民の幸福な生活の実現と地域の持続的な発展を図る条例	令和5年 4月 1日
北海道釧路市	釧路市デジタル行政推進条例	令和5年10月 1日
栃木県真岡市	真岡市未来変革デジタル条例	令和5年12月21日
富山県	富山県デジタル変革推進条例	令和6年 3月25日
栃木県	栃木県デジタル社会形成推進条例	令和6年 4月 1日
神奈川県箱根町	箱根町デジタルを活用したまちづくり推進条例	令和6年 7月 1日

令和6年11月19日

1 デジタル・トランスフォーメーションの推進に係る条例の制定について

【DX推進課】

(1) 主な意見等

- (市長) 条例名称について、説明資料14ページにある他自治体における条例制定の状況を確認しても長い印象である。市民にとってより分かりやすく、親しみやすい名称にできないのか。
 - (総合政策・地方創生担当部長) 検討委員会においても、名称についていろいろ議論いただき、他の案もあったが、その中でも本条例の内容を端的に示しているという理由から現在の名称を採用した。市民にとって分かりやすく親しみやすい表現という視点で、改めて検討をさせていただきたい。
- (市長) 本条例の目的について、「時間と心にゆとりを持ち自分らしく幸せに暮らせる社会」とのことだが、市民一人一人の日々の生活が、DXによって利便性が高まるのが目的と思われる。
 - (総合政策・地方創生担当部長) デジタル化の推進により市民生活の利便性が高まるということが第一の目的であるということは認識している。その先にある状況として時間と心にゆとりができ、自分らしく暮らせる社会に繋がっていくという、より高次の目的として設定している。
 - (市長公室長) DXは手段の一つであり、また現在の目的はDXの直接的な効果ではないため、市民への説明にあたっては、方法を工夫する必要があると考えている。あわせて表現を検討させていただく。
- (市長) 説明資料6ページの「条例制定の目的と効果」において、本条例と市総合計画が併記されているが、関係性を再度説明していただきたい。
 - (総合政策・地方創生担当部長) 当該ページに関しては、国の体系にあわせて記載をしているものであるが、本条例に関してはあくまでも総合計画を推進するために必要なものと認識している。
 - (市長公室長) 本条例の位置付けについては、総合計画の記載がなくても説明が可能であるため、修正させていただく。
- (市長) 説明資料7ページの前文について、「デジタル技術の恵沢により地域における課題を解決することを通じ、シビックプライドが高まり」とあるが、市民が本条例を読んだ際、その関係性を描けるのか疑問を感じる。
 - (総合政策・地方創生担当部長) 答申の中でも、DXの取組を先進的に進めることによって、シビックプライドの醸成につながるとして記載いただいている。市民への説明においては、意図が把握しやすいよう逐条解説などを用意し、お伝えする必要があると認識している。
- (市長) 資料10ページの第4条「市の責務」に記載のある「再デザイン」という言葉について、括弧書きで説明があるが、普段使用されない言葉と思われる。あえてこの言葉を使う利点について伺いたい。
 - (総合政策・地方創生担当部長) 資料5ページの第2条「定義」の中で掲げている言葉である。地域課題を解決して市民の暮らしの利便性が高まるよう変革することを再デザインと表現している。これまでの庁議でもわかりづらいというご意見をいただいているので、市民がイメージしやすいような表現について工夫させていただきたい。
 - (DX推進課長) 検討委員会において、トランスフォーメーションの部分のを他の表現に置き換えられないかという議論が行われ、再構築という案もでたが、最終的に再デザインという言葉が採用されたものである。
 - (市長公室長) 再デザインという言葉については、市議会へ議案を提出した際、本日と同様の議論が起こる可能性が高いと思われるため、分かりやすい表現に変更することも

選択肢としてあると思われる。

- (市長) 表現の変更について検討いただきたい。括弧書きの部分についても分かりにくい印象を受けるので、当該表現をそのまま使用するのであれば注釈等で補足等をいただきたい。
 - (市長) 説明資料10ページの第4条「市の責務」の第6項において、「職員一人一人が自ら率先して行動する」とあるが、具体的にどういった行動を想定しているのか。
 - (総合政策・地方創生担当部長) 検討委員会の中で、デジタル化については、他市においても取組の所管がDX部門に限られてしまうという意見があり、盛り込まれたものである。具体的な行動の内容としては、例えば、窓口業務がある所属であれば、自分事として「行かない窓口」や「書かない窓口」の推進を捉え、自ら取り組むといったことを想定している。
- (石井副市長) 市長の意見と重なるが、説明資料5ページにある目的が大上段に構え過ぎている印象を受ける。「生活の利便性を向上させる」など、市民にとってイメージしやすい目的を設定すべきである。

また、再デザインという表現については、「本市の再デザイン」では、人によってイメージするものが異なるのではないかという懸念があるため、「本市の〇〇の再デザイン」のような表現であれば、伝わるのではないか。

条例名称については、やはり長い印象を受ける。正式名称に加え愛称を設定するといった方法も考えられるため、検討いただきたい。
- (緑区長) 前文と第5条に「恵沢」という言葉が使用されているが、一般的には使用されてないと思われる。当該表現を使用している理由について伺いたい。
 - (総合政策・地方創生担当部長) デジタル社会形成基本法において使用されている表現を活用したものである。
- (中央区長) デジタル化の取組を進めていく中で、条例の制定は必要と感じているが、本市独自の課題が背景としてあるとよいと感じる。また、条例名称は、例えばシビックプライド条例ならさがみん条例と略することができるので、同様に略称を設定する方法もある。
 - (総合政策・地方創生担当部長) 本市独自の先進的な取組として、シビックプライドの醸成がある。また、条例名称の愛称等については検討する。
 - (中央区長) デジタル化を進めていく中での本市の課題や特色があるとよい。
- (総務局長) 決定会議においても意見させていただいているが、本庁議でも様々な意見が出されている。本条例を市民が見て、目的や内容をすぐに把握できるよう、名称や表現について、改めて点検いただきたい。
- (奈良副市長) 第7条「条例の見直し」について、「目的の達成状況等を評価した上で、必要に応じて見直す」とあるが、成果指標をどのように設定していくのか伺いたい。
 - (総合政策・地方創生担当部長) 今後、策定する計画の進行管理を行う中で、必要な見直しを行っていく予定である。

(2) 結果

- 原案を一部修正し、承認する。

以上